

鳥取県告示第128号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年3月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
倉吉市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り
- 3 土砂災害警戒区域の名称
山根地区（52）、古川沢地区（53）、八幡町地区（55）、駄経寺地区（56）、八幡町（その2）地区（92）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）